

令和6年度施行

業 務 説 明 書
(公 示 用)

業務名

エゾシカ侵入防止柵設置業務

令和5年度 単価適用

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課

業務名

エゾシカ侵入防止柵設置業務

業務委託費 円也

一金内訳 { 業務価格 円也
 { 消費税等相当額 円也

業務説明

1. 業務の目的

白旗山都市環境林内の24林班15小班でエゾシカによる食害防止のため、エゾシカ侵入防止柵を設置する。

2. 業務の概要

(1) エゾシカ侵入防止柵の設置 一式

3. 業務の期間

契約締結日から、令和6年8月30日まで

4. 仕様書

エゾシカ侵入防止柵設置業務 仕様書

エゾシカ侵入防止柵設置業務 仕様書

A. 一般

1 目的

本業務は白旗山都市環境林（清田区有明 388 ほか）における、別紙位置図に示す再造林エリアでエゾシカによる食害の防止として侵入防止柵を設置することを目的とする。

2 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 6 年 8 月 30 日までとする。

3 業務履行場所

白旗山都市環境林（清田区有明 388 ほか）

・ 24 林班 15 小班

B. 設置延長・規格

1 設置延長

・ 24 林班 15 小班 680m

(1) 皆伐後に植え付けた苗を保護するよう植栽地を完全に囲むように設置する。

(2) 現場状況等により延長等が変更になる場合は、事前に担当職員と協議の上、増減に関わらず設計変更の対象とする。

2 規格

エゾシカ侵入防止柵は、下記の規格で設置するものとする。

(ア) 使用する支柱は、長さ 3.65m 以上、末口 12 cm 以上の地域材（道産木材）の木柱を皮剥、先削りし、支柱高の 30% 以上を埋設することで支柱の十分な安定を保つとともに、地上高は 2.5m 以上とし、支柱間隔は 5m 以下とする。斜面においては、地面からの垂直高が 2.5m 以上とする。

(イ) 設置するネットは以下のとおりとする。

a 網目が 100mm×100mm 以下の高耐候性とする。

b 高さは 2.5m 以上とする。

c 全面ステンレス入りとし、引張強さは 1,200N 以上（1 節 1 脚法）とする。

ただし、網目が 100mm×100mm 未満のネット（Lmm 四方）を使用する場合の引張強さは、 $L/100 \times 1,200N$ 以上とする。なお、引張強さについては、試験研究機関等の成績証明書をもって確認する。

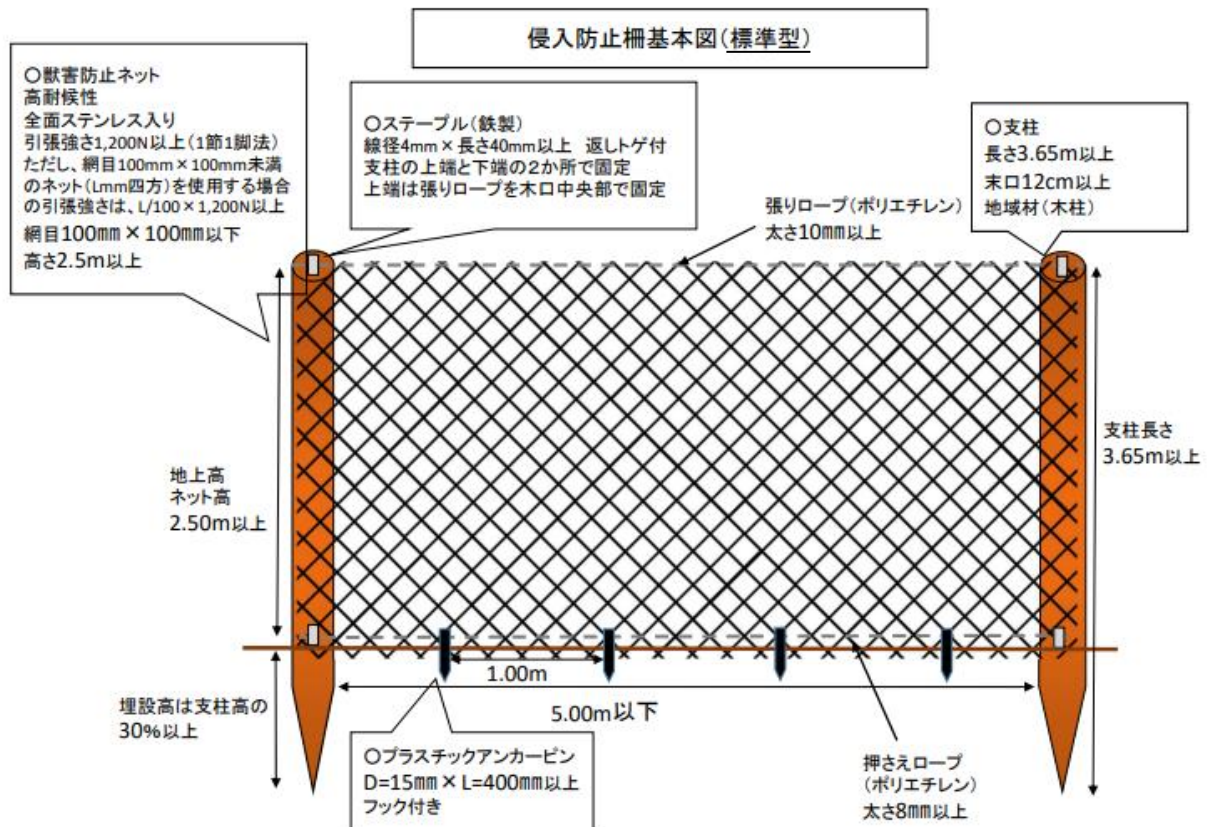
(ウ) ネットを地面に固定するアンカーピンは、 $D=15mm \times L=400mm$ 以上でフック付きを使用し、支柱間 1m 間隔設置する。

(エ) ネットを支柱に固定する資材（ステーブル）は鉄製（線径 4mm×長さ 40mm 以上 返しトゲ付）とする。また、固定は 1 支柱につき上端と下端の 2 箇所で行い、上端は張りロープを木口中央部に固定する。

(オ) 張りロープ・押さえロープはポリエチレン製とし、太さは張りロープ 10mm 以上、押さえロープ 8mm 以上とする。

(カ) 侵入防止柵は破損箇所やネット下等からの侵入経路が 1 箇所でもできてしまうと 防除効果がなくなるため、侵入経路が確認された場合は速やかに対処する。

(キ) 設置場所によって支持力が得られない場合は、控え柱を設置するなどの別途対策を講じる。



C. 管理

1 施行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な施行管理を行うこと。

2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に施行してはならない。
- (2) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (3) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (4) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (5) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、注意を怠らないこと。
- (6) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (7) 作業終了後は、機械その他の工具等を作業現場に一切置かないこと。
- (8) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (9) 受託者は業務施行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施行方法をしてはならない。
- (10) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (11) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (12) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損

害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。

- (13) 受託者は業務の施行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (14) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3 安全管理

受託者は、業務の施行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、必要に応じて安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務施行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行わなければならない。なお、交通規制の期間（時間）は必要最小限にとどめるよう努めること。また、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。通行禁止を行う場合は、原則としてう回路を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかななければならない。
- (6) 人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

D. その他

1 履行上の義務等

受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第3者について、担当職員の承諾を得ること。

2 提出資料及び業務の検査

- (1) 受託者は、契約着手後速やかに業務着手届及び業務計画書を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 業務完了後速やかに担当職員に業務完了届出及び作業実施位置図（作業範囲や概要が分かるもの）、位置情報付きの写真画像データを提出すること。
- (3) 写真データの詳細

ア 基本事項

- ・ デジタル撮影で有効画素数 200 万画素以上とすること
- ・ すべての写真画像データは、緯度・経度の情報が付加されているものとする。位置情報機能を備えたデジタルカメラ又はスマートフォン等で撮影する場合は、必ず位置情報の設定をオンにすること
- ・ 小黒板を被写体とともに写し込むこと
- ・ 小黒板には、業務名、林小班、撮影年月日を記載すること
- ・ 写真データの圧縮や加工などを一切行わないこと

イ 留意事項

- ・ 作工物を設置する場合はその規格、寸法等が分かるように撮影すること

- (4) 業務完了届出等の提出後、担当職員による現地検査を受けること。現地検査の実施にあたっては、受託者がこれに立ち会わなければならない。

3 諸法規の遵守

受託者は業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法、森林法、環境基本法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、文化財保護法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

- (1) 受託者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

4 官公庁への手続き

- (1) 業務施行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

5 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

6 保険

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により雇用者の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

7 交通規制

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁等と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。
- (2) 林内散策者については、原則的にその通行を確保しなければならない。

8 交通安全施設

- (1) 作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (2) 業務現場の歩行者通路（安全衛生規則を準拠する）は、安全な幅員を確保し、通行危険箇所には、立入禁止の表示、保安柵（ガードロープ、バリケード、柵等）を設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。
- (3) 床掘部等は原則として滞水状態にしないこと。また、滞水状態になった場合には、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。

9 環境負荷の低減

委託業務の執行にあたっては、「札幌市の環境方針（平成 27 年 9 月 1 日）」に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

(1) 車両関係

- ①極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- ②環境に負荷の少ない運転をすること。
 - ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。

- ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。
- ・不要な荷物、遊具類を積まないこと。
- ③アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
 - ・駐停車する場合には、エンジンを止めること。
 - ・必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- ④作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

(2) その他

- ①成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- ②本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

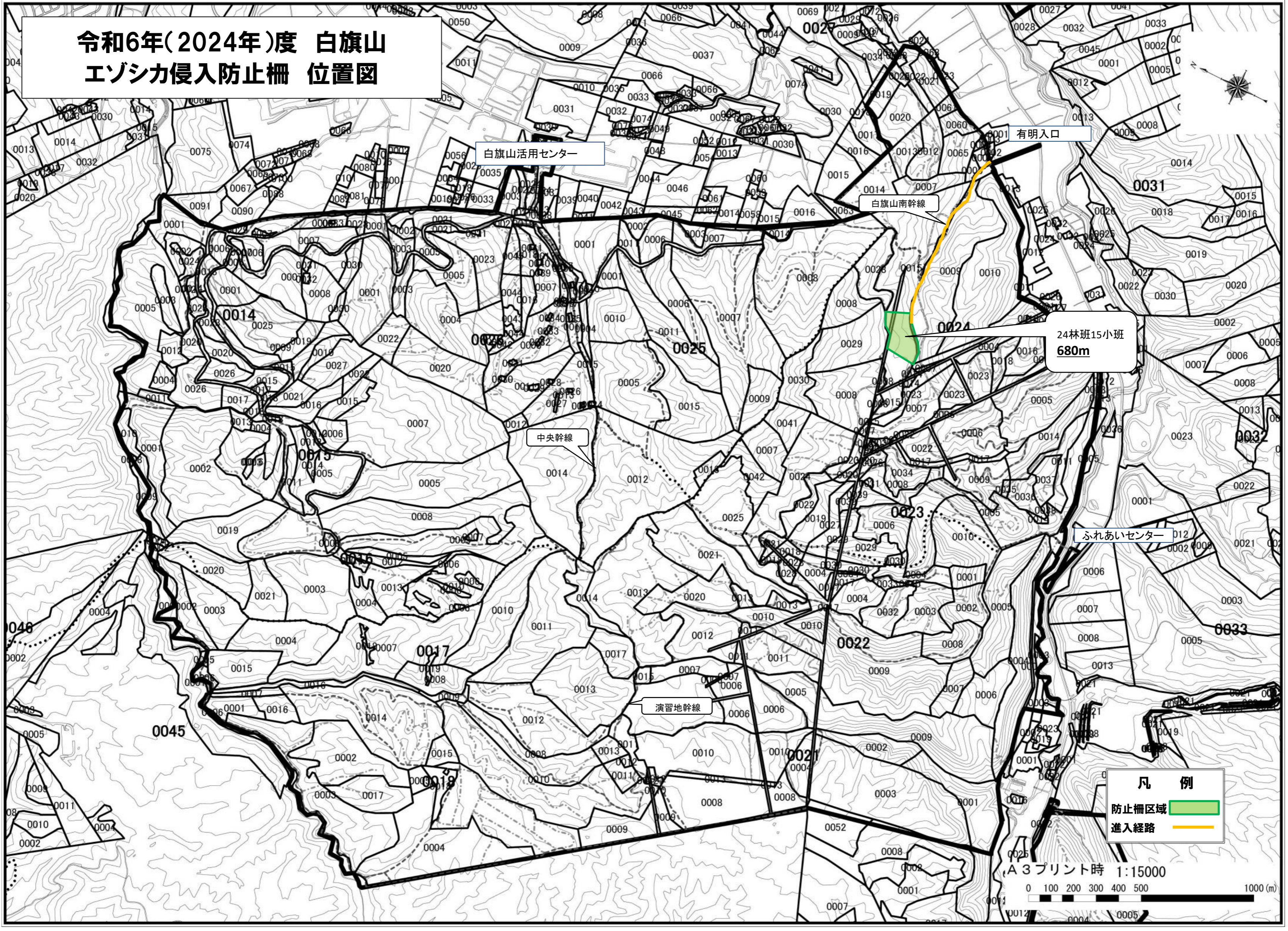
10 事故報告

受託者は、業務の施行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切・迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

11 その他

この仕様書に記載されない事項については、委託者と協議し指示した事項に従うこと。

令和6年(2024年)度 白旗山 エゾシカ侵入防止柵 位置図



凡 例
防止柵区域
進入経路

A3プリント時 1:15000
0 100 200 300 400 500 1000 (m)

	事業地			事業費		適要
	市有林名	林小班	延長 (m)	基準 単価	当該地 基準額	
資材費	白旗山都市環境林	24-15	680			
	小計		680			(A)
施工費	白旗山都市環境林	24-15	680			
	小計		680			(B)
直接業務費						(A) + (B) = (C)
現場監督						(D)
社会保険等						(E)
事業価格 (税抜)						(C) + (D) + (E)
消費税額						10%
事業費総計						